

令和 5 年 3 月 23 日

由布市における農地等の利用の最適化の推進に関する指針

由布市農業委員会
会 長 坂本 成一

本市は中山間地域であり、規模の小さな農地が多い状況である。農家数は、高齢化による担い手不足と農産物の価格の低迷により減少しており、農地の遊休化が進んでいる状況である。また、耕作されている農地は、圃場整備等が行われている利便性の高い農地が中心で、中山間地の農地は利用頻度が低く、鳥獣被害等により農家の生産意欲も減退しており、荒廃している農地も多い。未相続農地もあるため農地中間管理機構等を利用した担い手への農地集積も推進しにくくなっている。

農業を取り巻く環境は厳しいものになっているが、農業の振興に必要な優良農地を確保し、担い手へ農地集積を推進するために、令和 4 年から令和 6 年の 3 か年間の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を下記のとおり定める。

記

1. 優良農地の確保と遊休農地の解消

高齢化による担い手不足により遊休農地は増加しており、また、耕作条件の悪い農地は生産性の向上が見込めないことから、耕作を続けていくことは困難であると考えられる。

しかし、圃場整備や集団性のある生産性の向上が見込める農地については確保し地域の担い手へ集積することが必要であるが、すでにその一部についても遊休農地が見られ、農業の振興につながらないことが危惧される。

農業委員会としては、圃場整備済み農地や生産性が高い優良農地の転用や遊休農地化を防止するとともに、自然荒廃によるものや生産性の低く維持管理が困難なものについて農地からの除外を行いながら、優良農地を確保するために次の目標と取り組み方法を定めるものとする。

(1) 優良農地の確保と遊休農地解消の目標

由布市の農地の状況（令和 4 年 4 月：農業委員会台帳面積）

総農地面積 : 4,762ha

農業振興地域内農用地面積 : 4,428ha

圃場整備済面積 : 1,663ha

遊休農地面積 : 640ha

①優良農地の確保目標面積：圃場整備等面積 1,663ha の確保(令和 7 年 3 月)

②遊休農地面積：34ha の減少(令和 7 年 3 月)

【目標設定の基本的な考え方】

優良農地については、由布市にある約 1,663ha の圃場整備済農地を中心とし、転用制限や荒廃した場合の農地への再生の推進を行う。

遊休農地の減少については、現地確認により生産性が高い農地であるか、農地として維持困難な農地であるか等の判断を行いながら、優良農地は農地への再生を促し、再生が困難な農地については非農地判定を行うことにより、遊休農地の解消を目指す。

(2) 優良農地の確保と遊休農地の解消の具体的な取り組み

①農地利用状況調査

- ・市内の全農地について目視による確認により利用状況を調査する
- ・農地利用最適化推進委員により担当地域内の農地を確認

調査時期：毎年 8 月から 10 月

調査内容：遊休農地の状況・非農地の判断

②利用意向調査

- ・農地利用意向調査において、耕作されていないと判断された農地の所有者に対して、今後の利用意向を確認する。

- ・調査対象は、所有者・管理者・相続対象者とする。

調査時期：毎年 1 月に発送・回答期限 2 月末

調査内容：遊休地であることの通知

：今後の利用希望（自ら耕作・貸付希望等）

③所在不明の地主・所在不明の相続人の調査

- ・意向調査送付対象であるが、通知者の住所が不明のため調査できないものについて、その関係者を調査する。

- ・調査後は、②に意向調査を実施

2. 担い手への農地利用集積について

市内の人・農地プランの策定地域は、挾間 21 地区、庄内 44 地区、湯布院 2 地区の計 67 地区において地域の協議を行った後に中心となる担い手を決定し、地域ぐるみで農地の集積に取り組んでいる。

中心となる担い手は、農事組合法人 10 法人、その他の農業法人 12 法人、個人農業者 153 人、集落営農組織が 20 団体であり、集積面積は、1,981ha となっている。

しかし、個人ごとの農地の利用権設定が中心となっていることから、担い手の希望するような集積が行われていない。また、不在地主、未相続農地等も農地の集積の支障となっている。

また、令和 5 年度からは地域計画の作成を進め、地域農業の将来の在り方及びその目標地図を作成することを通じて、地区ごとの将来的な集積の目標を構築していく。

したがって、優良農地を担い手へ集積するために次の目標と取り組み方法を定める。

(1) 担い手への農地利用集積目標

地域計画作成地域の集積面積 30 ha

【目標設定の基本的な考え方】

地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めるための支援体制を確立する。

また、利用意向調査等により出し手の情報を収集し、法人への働きかけ等所有権移転や利用権設定を積極的に推進する。特に遊休農地の解消に向けた、法人への利用権設定を推進する。

(2) 担い手への農地集積の具体的な取り組み

①地域計画策定への積極的な参画

- ・地域の話し合いなどに農業委員・農地利用最適化推進委員の立場において参画する
- ・地域の話し合い内で農業委員会としての指導・助言を行う。

②法人への農地の集積の推進

- ・法人との連携を密にし、法人の経営規模の拡大や農地集積の意向と意向調査等による出し手の意向のマッチングを図る。
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員 年間2件のマッチングを目指す。

3. 新規参入の促進について

新規参入者は、令和元年8経営体、令和2年13経営体、令和3年9経営体となっている。

現在の担い手不足を解消するには、より多くの新規参入者を養成する必要がある。特に法人の参入が農地の利用面積や雇用の面からも効果が大きい。

農業委員会として、地域の営農組合や農地利用組合の法人化を推進するために、次の目標と取り組み方法を定める。

(1) 新規参入の促進目標

①経営体の数及び集積面積

令和4年度	5経営体	集積面積1.0ha
令和5年度	5経営体	集積面積1.0ha
令和6年度	5経営体	集積面積1.0ha

(2) 新規参入の促進のための具体的な取り組み

①農政課との連携強化

農政課との連携を密にすることで、新規参入者への農地の意向情報の提供や農

地集積の指導・助言を行う

②農地所有適格法人の認定及び法人化への指導・助言
営農組合・農地利用組合の法人化への指導・助言